

政府に求める今後の取組事項について

平成 25 年 4 月 26 日
男女共同参画会議決定案

女性の活躍促進は我が国経済の再生や成長の鍵であり、社会の活性化にとって必要不可欠であるとの認識の下、政府に以下の取組を求める。

(1) 女性国家公務員の活躍の促進等【各府省】

- ・ まず「隗より始めよ」ということで、女性国家公務員の採用・登用、審議会等における女性委員の登用について、政府目標の確実な達成に向け、積極的な取組を促進する。
- ・ 業務効率化や良好な職場環境づくりに向けた職員の取組、それを可能とする管理職（職員の上司）の効率的な業務運営による、育児休業取得などワーク・ライフ・バランスの実践を推進し、適切に評価する。

(2) 公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍の促進【各府省】

- ・ 男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に積極的に取り組む。
- ・ また、独立行政法人や地方公共団体における取組がさらに促進されるよう要請する。
- ・ 女性の活躍により政策目的達成への貢献が期待される事業を対象に、奨励的補助金等の活用を検討し、実施する。

(3) 企業における女性の活躍状況等の開示（「見える化」）の促進【内閣府、厚生労働省、経済産業省】

- ・ 様々な機会をとらえて、女性の活躍状況等の開示について企業への働きかけを行う。
- ・ 女性の活躍に積極的に取り組む企業の表彰・紹介を行う。
- ・ 個別企業における女性の活躍状況等の公表を行う。

- ・ 資本市場における女性の活躍状況等の開示状況の把握・分析等を行う。

(4) 防災・復興のあらゆる場面における男女共同参画の推進【各府省】

- ・ 防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画拡大を促進する。
- ・ 東日本大震災からの復興及び被災者支援の局面における男女共同参画を推進する。

(5) 女性に対する暴力の根絶【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- ・ 配偶者からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力に関し、時宜に応じた対策を講じる。